

愛媛県日本型直接支払検討会開催要綱

(開催)

第1条 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づき実施する次の（1）から（3）に掲げる事業について、計画的かつ効果的に推進されるよう愛媛県日本型直接支払検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 中山間地域等直接支払交付金
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 多面的機能支払交付金
 - ア 活動組織の取組状況の評価に関すること。
 - イ 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の交付状況に関すること。
 - ウ 事業の周知、普及、啓発に関すること。
 - エ その他事業等の推進に関し必要な事項に関すること。
- (2) 中山間地域等直接支払交付金
 - ア 交付金の交付状況の点検に関すること。
 - イ 市町の対象農用地の指定の評価に関すること。
 - ウ 特認地域及び特認基準についての審査検討に関すること。
 - エ その他事業等の推進に関し必要な事項に関すること。
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金
 - ア 農業者団体等の取組状況の評価に関すること。
 - イ 交付金の交付状況に関すること。
 - ウ 事業の周知、普及、啓発に関すること。
 - エ その他事業等の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、構成員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、農林水産部農業振興局農地整備課長が招集する。

2 会議において議決を要する議事については、構成員の過半数の出席が無ければ議決できないものとする。その際、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

3 検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、農林水産部農業振興局農地整備課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、農林水産部農業振興局農地整備課長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。